

# 最低賃金の決定過程と生活保護 水準との関係（仮）

2012年9月11日

RIETI 労働市場制度改革PJワークショップ

福岡大学 経済学部

玉田 桂子

大阪大学経済学研究科

森 知晴

## 背景

- 最低賃金の水準について、フルタイムで働いても生活保護水準を下回る地域があるなど議論が行われている
- 最低賃金は引き下げられたことはなく、審議会方式による地域別最低賃金が導入された1971年以降、前年と同水準か引き上げが行われている。

# 目的

- 最低賃金法によると、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の仕事の賃金支払能力を考慮して決定することとなっている
- 実際にはどのような要因が大きな影響をあたえているのだろうか？
- データに基づいて水準が決定されてきたのか？
  - 最低賃金の歴史の概観
  - 目安額の決定要因の分析
  - 引き上げ額の決定要因の分析
- 本報告では最低賃金に重点を置く

## なぜこの分析が重要なのか

- 近年、最低賃金の水準について活発な議論
- 最低賃金法では労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して決定することになっている
- 最低賃金の水準は考慮すべき3点をどの程度反映しているのかを知ることは重要
- 最低賃金の水準がどのように決まってきたかを長年に渡って分析した研究はほとんどない。

# 日本の最低賃金の歴史 1

- 労働基準法制定（1947年）
  - 第28条ないし第31条に最低賃金に関する規定が設けられる
- 労働者側として日本総同盟などの労働組合、使用者側として日経連などが最低賃金制をめぐる活発な動きを見せる
- 中央最低賃金審議会が最低賃金制を含む労働問題についての答申をまとめ、労働大臣に対して答申がなされる

# 日本の最低賃金の歴史 2

- **最低賃金法 1959年4月15日に公布**
  - 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することにより、労働条件の改善を図り、もって、**労働者の生活の安定**、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- **最低賃金の決定方式**
  - 業者間協定に基づく最低賃金
  - 業者間協定に基づく地域的最低賃金
  - 労働協約に基づく地域的最低賃金
  - 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金
- 導入当初はほとんどが業者間協定方式によるもの

# 日本の最低賃金の歴史 3

- 業者間協定方式の問題点
  - 普及状況を業種別、地域別にみると、かなり不均衡が認められる
  - 賃金水準と比較して、最低賃金の水準が低すぎるのではないか
  - 過去に決定された最低賃金の水準は、最低賃金としての実効性を失いつつあるのではないか
  - ILOとの矛盾
  - **最低賃金額の目安の作成の提起**

## 日本の最低賃金の歴史 4

- 目安についての答申（1963年）
- 最低賃金額の目安についての考え方：
  - 原則として、**地域・業種グループごと**に目安を作成することとする
  - 目安作成には、賃金の実態、雇用労働事情、生活水準を勘案し、低賃金労働者をなくす方向で対処
  - 実態に即して実効性が確保されるよう目安を運用
    - 甲地域・乙地域・丙地域×A業種・B業種
    - A業種：当該地域において賃金が相対的に上位の業種、B業種：賃金が相対的に下位の業種

# 日本の最低賃金の歴史 5

- 労使の最低賃金法への反発
- 最低賃金法の一部を改正する法律案（1968年）
  - 業者間協定方式の廃止（2年間の経過期間）
    - 審議会方式、労働協約方式
  - 審議会方式による最低賃金の決定要件の緩和
    - 賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、調査審議を求め、その意見を尊重して最低賃金の決定または改廃の決定をすることができる。
  - 審議会の意見に関する異議の申出手続の設定
    - 関係労使に異議の申出を認めることとする

## 日本の最低賃金の歴史 6

- 1976年に全国に地域別最低賃金が完成
- **目安制度の導入**（1978年）
  - 各都道府県をA-Dの4つのランクに分ける
  - 各都道府県の1977年度最低賃金が、目安額に最も近い金額に対応するランクに振り分ける。
  - 『賃金改定状況調査』の調査結果や、『春季賃上げ妥協状況結果』などの各種関係指標の動向について検討

# 日本の最低賃金の歴史 7

- 1995年全員協議会報告
  - 目安決定方式としては、パートの賃金水準とそのウェイトの変化、男女構成の変化、就労日数の増減などを反映した方式が望ましい
  - ランク区分と表示方法、現行方式で全体としてみれば地域格差は徐々に縮小しているが、全国的整合性を欠く状況があるので、検討を続ける必要がある
  - 表示単位は引き続き検討を行うのが適当
  - 今後目安制度のあり方については概ね5年ごとに見直しを行うことが適当

# 日本の最低賃金の歴史 8

- 2008年7月1日に施行された改正最低賃金法
  - 適用除外規定の見直しが行われ、減額特例許可規定が新設された。
  - 最低賃金の決定基準は労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の仕事の賃金支払能力
  - 上記の3つの基準のほかに、地域別最低賃金については最低賃金を生活保護にかかる施策との整合性に配慮して決定する。
  - 「労働協約拡張方式」廃止

# 目安額の決定要因：目安額決定までの流れ

- 目安額
  - 中央最低賃金審議会が、地方最低賃金審議会へ示す地域別最低賃金額改定の目安となる引上げ額
  - 目安額は地方最低賃金審議会が決定する引上げ額を拘束するものではない。
- 労働大臣（厚生労働大臣）が中央最低賃金審議会に目安について諮問
- 目安に関する小委員会に審議が付託
- 『賃金改定状況調査』など各種関係資料に基づいて検討
- 検討の結果を踏まえて労働大臣（厚生労働大臣）に答申、地方最低賃金審議会に目安額提示

# 目安額の決定要因：仮説 1

- 最低賃金の水準：労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の仕事の賃金支払能力を考慮して決定されている
- 代理指標（括弧内は期待される符号）
  - ・ 労働者の生計費→消費支出上昇率（『家計調査』）  
（+）
  - ・ 類似の労働者の賃金→『賃金改定状況調査』第4表賃金上昇率（+）
  - ・ 通常の仕事の賃金支払能力→1人当たり製造業粗付加価値額上昇率（+）

## 目安額の決定要因：仮説 2

- 影響・未満率
  - ・ 最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合を示す影響率（－）
  - ・ 最低賃金改正前に最低賃金額を下回っている労働者の割合を示す未満率（－）
- マクロ経済の指標
  - ・ 有効求人倍率（＋）
- 労働者側委員の影響
  - ・ 労働組合組織率（＋）

# 目安額の決定要因：推定モデル

## 推定モデル

- $$meyasu_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 chingin\_josyo_{it} + \alpha_2 consumption_{it-1} + \alpha_3 p\_manu\_value_{it-1} + \alpha_4 eikyo_{it} + \alpha_5 miman_{it} + \alpha_6 app\_ratio_{it-1} + \alpha_7 union_{it-1} + year\alpha_8 + rank_i + u_{it}$$

*meyasu*：目安額

*chingin\_josyo*：賃金上昇率

*consumption*：消費支出上昇率

*p\_manu\_value*：1人当たり製造業粗付加価値額上昇率

*eikyo*：影響率

*miman*：未満率

*app\_ratio*：有効求人倍率

*union*：労働組合組織率

*year*：年ダミー

*rank*：ランク固有の効果

*u*：誤差項

*i*：ランク、*t*：年

分析期間：1981年-2010年（影響率・未満率を含めた分析においては1997年 - 2010年）

分析対象：AランクからDランクまでの4地域

# 目安額の決定要因：推定結果 1

- 年ダミーなし
  - 賃金上昇率→正の影響
  - 消費支出上昇率→有意ではない
  - 1人当たり製造業粗付加価値額上昇率→負の影響
  - 有効求人倍率→正の影響
  - 影響率、未満率→有意ではない
  - 労働組合組織率→負の影響

## 目安額の決定要因：推定結果 2

- 年ダミーあり
  - 賃金上昇率→有意ではない
  - 消費支出上昇率→有意ではない
  - 1人当たり製造業粗付加価値額上昇率→有意ではない
  - 有効求人倍率→有意ではない
  - 影響率、未満率→有意ではない
  - 労働組合組織率→有意ではない

## 目安額の決定要因：解釈

- 賃金上昇率は年ダミーを含めないと正の影響。含めると影響なし
  - 目安額の引き上げ率がすべてのランクで同じになるように目安額が決められている年が多い
  - 目安額の地域間格差が固定化
    - 目安額の変動が年ダミーで吸収されている？
- 労働組合の発言が目安の決定に影響を与えているとの言説があるが、本論文の分析では影響を与えているとは言えない

# 引上げ額の決定要因：最低賃金決定について

- 最低賃金改定の際に考慮する要素
  - 労働者の生計費
  - 類似の労働者の賃金
  - 通常の事業の賃金支払能力
- より具体的には
  - 『最低賃金に関する基礎調査結果』
  - 作業実態、賃金実態等を視察、関係労使からの聞き取りから金額を検討
  - 当該地域の生計費、学卒初任給、労使間で協定した企業内の最低賃金、賃金階級別の労働者分布、決定しようとしている最低賃金額未満の賃金を支給されている労働者数などを考慮

# 引上げ額の決定要因：仮説 1

- 目安額

- 地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会の決定に従っている場合：目安額の係数は1
- 目安額を参考にしていない場合：目安額の係数は1以外の値をとるか、統計的に有意ではなくなる。
- 2008年より、生活保護額と最低賃金で働いた額との乖離額を解消することとなったため、乖離額を必要な年数で割った額を目安額として分析する

## 引き上げ額の決定要因：仮説2

- 労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の仕事の賃金支払能力を考慮
- 代理指標（括弧内は期待される符号）
  - ・ 労働者の生計費→消費支出上昇率（+）
  - ・ 類似の労働者の賃金→女性パート賃金上昇率、高卒男性初任給上昇率、高卒女性初任給上昇率（+）
  - ・ 通常の仕事の賃金支払能力→1人当たり製造業粗付加価値額上昇率（+）

## 引上げ額の決定要因：仮説 3

- 各都道府県の経済状況
  - 消費者物価指数上昇率（＋）
  - 春季賃上げ状況（＋）
  - 有効求人倍率（＋）
  - 一人当たり県民所得（＋）
  - 失業率（－）
- 決定主体の要因
  - 労働組合組織率（＋）
    - ・ 労働組合側の意見が強くなると引き上げ額も上がる
  - 革新系県議会選挙得票率（＋）
    - ・ 最低賃金引き上げの主張が強まると引き上げ額も上がる

# 引上げ額の決定要因：推定モデル

- 推定モデル

$$mw\_dif_{jt} = \beta_0 + \beta_1 meyasu_{jt} + \beta_2 chinage_{jt} + \beta_3 consumption_{jt-1} \\ + wage\_inc_{jt-1} \beta_4 + \beta_5 p\_manu\_value_{jt-1} + \beta_6 union_{jt-1} \\ + economics_{jt-1} \beta_7 + \beta_8 reform_{jt-1} + year \beta_9 + c_j + e_{jt}$$

*mw\_dif*：引上げ額

*meyasu*：目安額

*chinage*：春季賃上げ妥結状況

*consumption*：消費支出上昇率

*wage\_inc*：賃金上昇率ベクトル  
額上昇率

*p\_manu\_value*：1人あたり製造業粗付加価値

*union*：労働組合組織率

*economics*：経済変数ベクトル

*reform*：革新系県議会選挙得票率

*year*：年ダミー

*c*：都道府県の固定効果

- 分析期間：1981年-2009年

失業率を含めた分析：2000年-2009年

- 分析対象：47都道府県

# 引上げ額の決定要因：推定結果 1

- 年ダミーなし
  - ◻ 目安額→約0.96（有意）
  - ◻ 消費支出上昇率→有意ではない
  - ◻ 女性パート賃金上昇率、高卒男性初任給上昇率、高卒女性初任給上昇率→有意ではない
  - ◻ 1人当たり製造業粗付加価値額上昇率→有意ではない
  - ◻ 春季賃上げ妥結状況→負、有意
  - ◻ 1人当たり県民所得増減率→正、有意
  - ◻ 労働組合組織率→（1981年～）有意ではない、（1997年～）正、有意
  - ◻ 革新系県議会選挙得票率→有意ではない
  - ◻ 失業率→負、有意

## 引上げ額の決定要因：推定結果 2

- 年ダミーあり
  - 目安額→約0.87（有意）
  - 消費支出上昇率→有意ではない
  - 女性パート賃金上昇率、高卒男性初任給上昇率、高卒女性初任給上昇率→有意ではない
  - 1人当たり製造業粗付加価値額上昇率→有意ではない
  - 消費者物価指数上昇率→負、有意
  - その他の経済変数→有意ではない
  - 労働組合組織率、革新系得票率→有意ではない
  - 失業率→負、有意

## 引上げ額の決定要因：解釈

- 引上げ額には**目安額が影響を与えている**
- 労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の仕事の賃金支払能力は引上げ額に反映されていない？
- 労働者側委員の意見が必ずしも取り上げられているわけではなさそうである
- 革新系得票率は**影響を与えない**→**引上げ額は政治的な影響を受けていない**
- **失業率が高くなると引き上げ額が低くなる**

# 結論

- 目安額の決定要因
  - 目安額の決定の際に参考にすべきとされている『賃金改定状況調査』掲載の賃金上昇率は目安額に影響を与えているとは言えない。
  - 目安額の変動のほとんどが年ダミーで説明される
- 引き上げ額の決定要因
  - 目安額の係数は約0.8、有意
  - 中央最低賃金審議会が示す目安額は参考資料であり、地方最低賃金審議会に対して強制力を持っていないが、**目安額が大きな役割を果たしている**

# 生活保護

## 生活扶助基準の決定方式の変遷

- 標準生計費方式（1946年～1947年）
  - 当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。
- マーケットバスケット方式（1948年～1960年）
  - 最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。
- エンゲル方式（1961年～1964年）相対的な貧困概念
  - 栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。
- 格差縮小方式（1965年～1983年）相対的な貧困概念
  - 一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。
- 水準均衡方式（1984年～現在）相対的な貧困概念
  - 当時（1983年12月中央社会福祉審議会）の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

# 労働基準法

- 第28条

- 行政官庁は、必要であると認める場合においては、一定の事業又は職業に従事する労働者について最低賃金を定めることが出来る。

- 第31条

- 最低賃金が定められた場合においては、使用者は、その金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。

## 業者間協定に基づく最低賃金

- 労働大臣または都道府県労働基準局長は、賃金の最低額に関する業者間協定（使用者または使用者の団体の間における協定）が締結された場合において、その当事者の全部の合意による申請があったときは、当該業者間協定における賃金の最低額に関する定に基づき、その申請の際の当事者である使用者及びその使用する労働者に適用する最低賃金の決定をすることができる。

## 労働協約に基づく地域別最低賃金

- 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が賃金の最低額に関する定を含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者の全部の合意による申請があったときは、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

# 審議会方式

- 審議会方式による最低賃金の決定、改廃に関する関係労使の申出手続きの設定
  - 関係労使から最低賃金の決定または改廃の決定の申出ができることとした
- 審議会方式による最低賃金の調査審議における労使の意向反映手続の拡充
  - 関係労使の意見を聞くこととした。

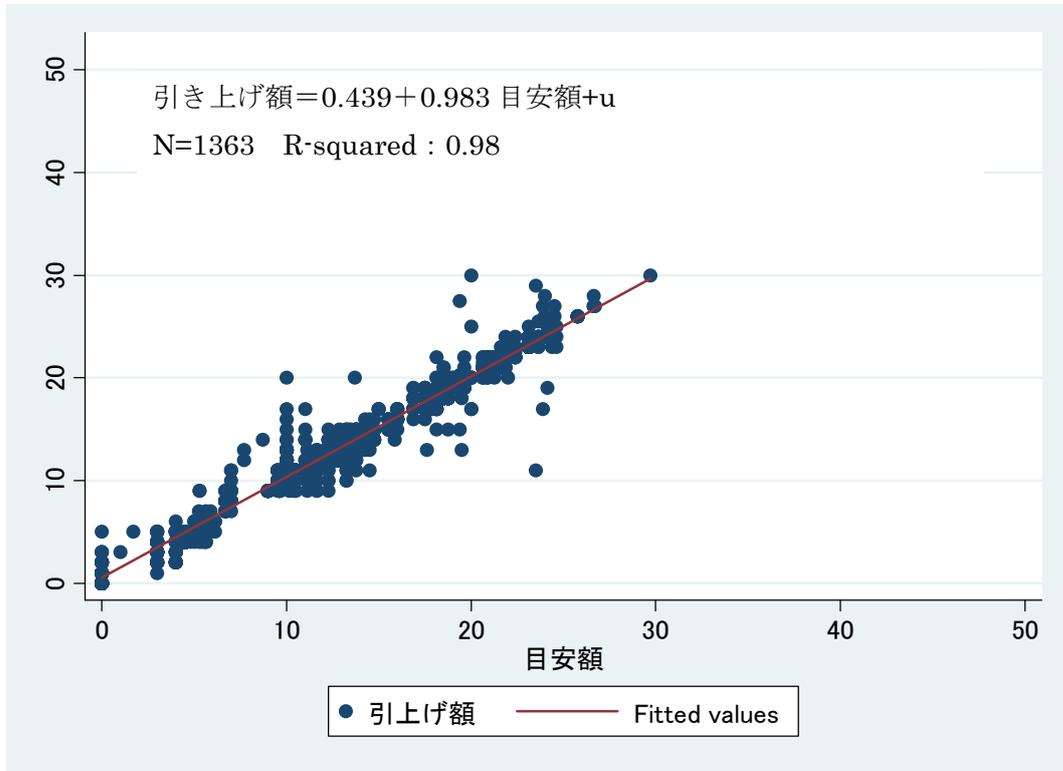
## ILO条約

- 最低賃金決定制度の創設に関する条約（第26号、第131号1971年批准）
- 農業における最低賃金決定制度に関する条約
- 開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約（第131号、1971年批准）

## ILO第26号条約

- 労働協約その他の方法により賃金を有効に規制する制度が存在しておらず、かつ、賃金が例外的に低い産業分野の労働者のために最低賃金決定制度を創設しまた維持すべきこと、並びに各国は、最低賃金制度の性質、形態等を決定する自由を有するが、制度の適用にあたっては関係労使等と協議すべきこと、制度の運用への労使の参与は平等であるべきこと及び決定された最低賃金率は関係労使を拘束することを条件とするものであること

図 1



出所：最低賃金決定要覧

表1 記述統計: 目安額(ランク別×年)

	平均	標準偏差	最小値	最大値
目安額(時間額)	11.892	7.480	0	26.625
賃金上昇率	2.270	1.936	-0.300	7.800
消費支出上昇率	0.010	0.041	-0.167	0.076
1人当たり製造業粗付加価値額上昇率	0.024	0.055	-0.177	0.153
有効求人倍率	0.804	0.327	0.325	1.808
労働組合組織率	5.176	0.640	3.707	6.335
影響率	2.130	0.692	1	3.700
未満率	1.573	0.560	0.600	3
観測数:124、影響率・未満率(56)				

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	OLS	OLS	FE	FE	OLS	OLS	FE	FE
賃金上昇率	3.355** (0.143)	0.593 (0.455)	3.546** (0.026)	-0.341 (0.546)	5.522** (0.850)	0.365 (2.208)	6.469** (0.714)	0.303 (1.723)
消費支出上昇率	9.240 (3.680)	1.675 (5.343)	12.097 (5.252)	3.667 (4.866)	19.317 (7.366)	6.308 (9.046)	24.946* (7.639)	14.225 (14.591)
1人当たり製造業粗付加価値額上昇率	-24.686** (2.631)	-2.579 (8.614)	-24.656** (2.591)	-3.333 (8.773)	-51.476** (6.808)	-5.903 (12.258)	-50.895** (8.264)	-10.043 (12.562)
有効求人倍率	6.242** (0.847)	2.601 (1.180)	5.774** (0.444)	3.346 (1.112)	8.151** (1.080)	5.158* (1.194)	4.748 (2.086)	5.578* (1.053)
労働組合組織率	-0.402 (0.421)	1.131* (0.286)	-1.414 (0.734)	-0.691 (0.349)	-1.597 (0.536)	0.244 (0.427)	-6.583** (1.000)	-2.627 (2.351)
影響率					-2.699* (0.613)	-0.572 (0.384)	-2.529 (0.840)	-0.506 (0.276)
未満率					2.577 (1.109)	0.379 (0.264)	3.161 (1.083)	0.773 (0.292)
定数項	1.840 (2.405)	9.954 (4.379)	6.992 (3.880)	27.026* (5.643)	6.608 (3.728)	8.589 (4.999)	31.060* (6.062)	22.146 (11.902)
年ダミー	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes
R-squared	0.877	0.985	0.884	0.987	0.711	0.946	0.753	0.949
観測数:124(列(1)–列(4))、56(列(5)–列(8))								
Robust standard errors in parentheses								
** p<0.01, * p<0.05								

	平均	標準偏差	最小値	最大値
引き上げ額	11.544	7.121	0	30
目安額	11.302	7.171	0	29.700
春季賃上げ妥結状況	3.416	1.941	0.740	8.540
高卒女性初任給上昇率	0.045	0.049	-0.203	0.349
高卒男性初任給上昇率	0.045	0.049	-0.154	0.209
女性パート賃金上昇率	0.057	0.069	-0.203	0.475
消費支出上昇率	0.013	0.073	-0.280	0.371
消費者物価指数上昇率	1.216	1.899	-2.200	10.100
1人当たり製造業粗付加価値額上昇率	0.065	0.099	-0.327	0.793
製造・建設業労働者割合	-0.010	0.060	-0.329	0.511
労働組合組織率	5.068	0.846	2.481	8.451
1人当たり県民所得増減率	2.591	3.706	-8.239	16.885
有効求人倍率	0.810	0.426	0.140	2.680
革新系得票率	16.088	7.976	1.600	38.400
失業率	4.152	1.122	1.700	8.400
観測数:1363 失業率(564)				

表4 引き上げ額の決定に関する推定結果												
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
	OLS	OLS	FE	FE	OLS	OLS	FE	FE	OLS	OLS	FE	FE
目安額	0.975** (0.019)	0.894** (0.095)	0.964** (0.020)	0.873** (0.113)	0.977** (0.022)	0.893** (0.097)	0.966** (0.025)	0.877** (0.110)	0.951** (0.057)	0.876** (0.104)	0.905** (0.058)	0.834** (0.104)
高卒女性初任給上昇率	2.119* (0.998)	1.442 (0.812)	1.960 (1.007)	1.615* (0.784)	2.132* (1.004)	1.424 (0.827)	1.975 (1.031)	1.504 (0.796)	2.174 (1.602)	1.784 (1.001)	2.561 (1.506)	2.398* (0.989)
高卒男性初任給上昇率	1.266 (0.694)	-0.339 (0.563)	1.231 (0.714)	-0.188 (0.562)	1.266 (0.693)	-0.355 (0.562)	1.232 (0.712)	-0.210 (0.572)	2.760* (1.233)	0.095 (0.796)	2.260 (1.129)	-0.220 (0.725)
女性パート賃金上昇率	0.420 (0.462)	0.392 (0.398)	0.163 (0.421)	0.263 (0.380)	0.419 (0.463)	0.391 (0.397)	0.154 (0.431)	0.262 (0.382)	1.491 (1.009)	1.720* (0.798)	1.035 (0.847)	1.624* (0.735)
消費支出上昇率	-0.595 (0.576)	-0.464 (0.396)	-0.565 (0.567)	-0.442 (0.396)	-0.586 (0.584)	-0.467 (0.396)	-0.551 (0.600)	-0.465 (0.400)	-0.454 (1.062)	-0.505 (0.526)	-0.503 (0.990)	-0.455 (0.495)
1人当たり製造業粗付加価値額上昇率	-0.942 (0.489)	-0.200 (0.479)	-0.890 (0.509)	-0.154 (0.455)	-0.957 (0.500)	-0.181 (0.466)	-0.892 (0.510)	-0.111 (0.438)	-1.886 (1.016)	0.086 (0.828)	-1.667 (0.960)	0.161 (0.782)
春季賃上げ妥結状況	-0.243* (0.095)	0.117 (0.138)	-0.232* (0.104)	0.041 (0.153)	-0.237* (0.089)	0.102 (0.123)	-0.223** (0.083)	0.042 (0.156)	-0.550 (0.433)	0.909 (0.564)	-1.010* (0.444)	0.642 (0.493)
消費者物価指数上昇率	0.149** (0.032)	-0.085 (0.052)	0.154** (0.032)	-0.107 (0.055)	0.145** (0.031)	-0.087 (0.052)	0.149** (0.028)	-0.116* (0.056)	0.080 (0.138)	-0.253* (0.111)	0.036 (0.146)	-0.253* (0.107)
1人当たり県民所得増減率	0.048** (0.010)	0.024* (0.011)	0.045** (0.011)	0.022* (0.010)	0.049** (0.011)	0.024* (0.011)	0.046** (0.014)	0.020 (0.010)	0.120** (0.023)	0.051 (0.032)	0.098** (0.024)	0.026 (0.031)
有効求人倍率	0.210 (0.129)	0.110 (0.141)	0.513** (0.179)	0.323 (0.191)	0.191 (0.155)	0.131 (0.172)	0.500* (0.219)	0.349 (0.201)	1.176* (0.490)	0.888* (0.411)	1.468 (0.745)	1.022 (0.551)
労働組合組織率	0.017 (0.042)	0.072 (0.061)	0.050 (0.066)	0.137 (0.094)	0.023 (0.040)	0.066 (0.056)	0.054 (0.065)	0.145 (0.095)	0.025 (0.074)	-0.007 (0.075)	0.290* (0.130)	0.172 (0.119)
革新系得票率					-0.004 (0.008)	0.004 (0.008)	-0.005 (0.017)	0.021 (0.014)	0.023 (0.015)	0.025 (0.014)	0.014 (0.020)	0.030 (0.029)
失業率									0.073 (0.068)	0.018 (0.072)	-0.625** (0.189)	-0.617** (0.198)
定数項	0.683* (0.285)	1.507 (1.122)	0.379 (0.347)	2.138 (2.464)	0.677* (0.286)	1.585 (1.210)	0.364 (0.381)	1.567 (2.394)	0.054 (0.699)	-1.971* (0.892)	2.544 (1.348)	0.151 (1.343)
年ダミー	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes
R-squared	0.980	0.984	0.981	0.985	0.980	0.984	0.981	0.985	0.942	0.956	0.948	0.961
観測数: 1363(列(1)–列(8)、564(列(9)–列(12)))												
Robust standard errors in parentheses												
** p<0.01, * p<0.05												

表 A1 データ出所

データ出所	
目安額(時間額)	『最低賃金決定要覧』
最低賃金引き上げ額	『最低賃金決定要覧』
賃金上昇率	『賃金改定状況調査』
消費支出	『家計調査』
製造業粗付加価値額	『工業統計表』
有効求人倍率	『職業安定業務統計』
労働組合組織率	『労働組合基礎調査』
影響率	『最低賃金に関する基礎調査』
未満率	『最低賃金に関する基礎調査』
春季賃上げ状況	労働省労働局労働組合課厚生労働省労使関係担当参事官室
高卒女性初任給上昇率	『賃金構造基本統計調査』
高卒男性初任給上昇率	『賃金構造基本統計調査』
女性パート賃金上昇率	『賃金構造基本統計調査』
消費者物価指数上昇率	『消費者物価指数』
製造・建設業労働者割合	『賃金構造基本統計調査』
一人当たり県民所得上昇率	『県民経済計算』
革新系得票率	『地方選挙結果調』
失業率	『労働力調査』